

平成28年1月

受給者のみなさまへ

全国住宅地開発厚生年金基金  
理事長 小山 芳樹

## 個人番号（マイナンバー）取得の利用目的について

平成28年1月より施行されたマイナンバー制度は、社会保障分野・税分野・災害対策分野等の行政手続きで使用することとされております。

そのため、当厚生年金基金においても「年金給付・一時金給付に係る法定調書作成事務」に利用することを目的として、税分野の行政手続きで使用いたしますので、ここに公表いたします。

なお、個人番号の取得・確認に関しましては、下記の方法で確認をさせていただきますので、何卒ご賢察のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 新規に年金又は退職一時金を受給される方は、ご本人様より個人番号を取得します。
2. 既に年金を受給中の方は、当厚生年金基金が企業年金連合会※より源泉徴収事務に必要な個人番号を取得します。

※短期間（当厚生年金基金の場合は、55歳未満かつ加入期間10年未満）で退職した方への年金給付や、複数の企業年金に加入した方の記録の一元管理、各種情報提供等を行っている公的団体です。

企業年金連合会及び皆様からマイナンバーを取得するにあたり、当基金は「特定個人情報の取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を策定し、厳正な管理の下、安全かつ適切に取扱いいたします。

以上